分収林契約者　様

十日町市産業観光部農林課長

『十日町市市有林を対象としたＪ－クレジット森林管理プロジェクト』における永続性確認についてのご案内

皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、当市では、適切な森林整備による二酸化炭素の吸収量をクレジットとして国が認証する「Ｊ－クレジット制度」に取り組んでおり、森林管理プロジェクトの登録申請を予定しています。つきましては、Ｊ－クレジット制度のルールに基づき、下記の通り当市と分収林契約を結んでいる皆様（以下「分収林契約者様」）にご案内します。

※分収林契約者様の所有森林におけるＪ－クレジットの発行は行いませんが、制度上、当市が森林経営計画を立てている範囲の全ての森林所有者に下記について説明する義務があります。

（参考）Ｊ－クレジット実施方法論（森林経営活動）Ver6.4　7.付記４）

https://japancredit.go.jp/pdf/methodology/FO-001_v6.4.pdf

※本件において分収林契約者様の負担及び不利益となる事項はありません。

記

Ｊ－クレジット制度においては、持続可能な森林経営を担保するため、認定された森林経営計画単位でプロジェクト申請を行うこととされています。今回、森林経営計画の中からプロジェクト実施者（十日町市）自らが所有する森林のみを抽出し、プロジェクト登録申請を行いますが、分収林契約者様にも次の内容についてご承知おき頂きますようお願いします。

① 十日町市は、登録された森林管理プロジェクト（森林経営活動）のプロジェクト実施者として、認証対象期間中及び認証対象期間の終了日から 10 年を経過する日までの間、プロジェクト計画の登録をした範囲に係る毎年度の森林経営計画、同計画認定書、伐採届及び造林届を、翌年度 6 月 30 日までにＪ－クレジット制度管理者に提出します。

② 十日町市は、登録された森林管理プロジェクト（森林経営活動）のプロジェクト実施者として、認証対象期間中及び認証対象期間の終了日から 10 年を経過する日までの間、森林経営計画が継続されなかった場合には、当該プロジェクトから発行されていた全Ｊ－クレジットと同等の補填を行う義務を負います。

問合せ先
十日町市産業観光部農林課
林業振興係
TEL　025-757-9917